

事業名	依存的窃盗症者への再社会化支援事業
資金分配団体	更生保護法人日本更生保護協会
実行団体	特定非営利活動法人両全トウネサーレ

窃盗症とは、ICD-10及びDSM-Vにおいて診断基準が示されてる病態であり、盗むことが常態化していることや、逮捕されても窃盗行為を繰り返す状態の人のことを指します。常習窃盗者のうち相当数が該当すると考えています。本申請は、これら窃盗症者及びその周辺域の人々の再社会化を目指すものです。

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域	分野	課題	
		□	☑
<input type="checkbox"/> 1) 子ども及び若者の支援に係る活動 <input checked="" type="checkbox"/> 2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動 <input checked="" type="checkbox"/> 3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	<input type="checkbox"/> ①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援 <input type="checkbox"/> ②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援 <input type="checkbox"/> ③社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援 <input checked="" type="checkbox"/> ④働くことが困難な人への支援 <input type="checkbox"/> ⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援 <input type="checkbox"/> ⑥地域の働く場づくりの支援 <input checked="" type="checkbox"/> ⑦安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援		

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット
3.すべての人に健康と福祉を	3.8 全ての国々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサルヘルス・カバレッジの達成を含むこと。2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
8.働きがいも経済成長も	
16.平和と公正をすべての人に	16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

実施時期	2019年3月～2023年3月	直接的対象グループ	常習窃盗行為者等(窃盗症及びその疑いのある者)	間接的対象グループ	左の者の家族等・更生保護施設等活用団体数
対象地域	東京都・神奈川、埼玉及び千葉	人数	100人	人数	250人 ・ 10団体

I. 団体の社会的役割

(1) 団体の目的	当法人は、障害者総合支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく、生活支援事業の実施を目的として設置した団体である。加えて、依存症等による社会生活に支障をきたしている人々への再社会化プログラムの開発及び地域社会への啓蒙活動を行う事も事業内容としている。	124
(2) 団体の概要・活動・業務	当法人は、上記(1)の法令等に基づき生活支援事業を実施しており、主たる事業は、精神障害者の共同生活援助事業及び地域生活移行個別支援事業(触法者の地域定着)を行っている。また、薬物依存症対策の研究・啓蒙活動を実施、平成29年度には「薬物離脱ワークブック」を作成し、各地の精神保健福祉センター及び更生保護施設等へ配布した。	160

II. 事業の背景・課題

(1) 社会課題	刑務所出所者のうち窃盗の常習者あるいはクレプトマニアとの診断等により起訴猶予等となった依存的窃盗症の人々は、地域での孤立や就労の困難性から再犯リスクが極めて高い状態にある。更に、窃盗者に占める高齢者の割合が増加傾向にあり、地域社会で解決すべき喫緊の課題であると言える。しかしながら、これらの被支援者に対する治療的ケアは十分に行われているとは言えない実情にある。	180
(2) 課題に対する行政等による既存の取組み状況	上記課題に対する行政及びの民間の現状については、具体的な取り組みは少なく、公立の精神保健福祉センター等においても窃盗症やギャンブルへの支援は僅少である。わずかに民間のクリニックで対応しているに過ぎない。依存症的窃盗症者の自助グループも見られず、社会的な孤立が深まっている。その結果、再犯率が高い状態が続いている。	160

Ⅲ. 事業設計

(1) 中長期アウトカム

東京、神奈川、埼玉、千葉及び大都市圏において、窃盗症等の被支援者が、再社会化のための支援を、民間団体や精神保健福祉センター等から継続して受けられるようになり、地域社会の中で、精神的にも就労的にも安定し、市民生活が送れるようになり、「絆」や「居場所」を見つけ、再犯が防止される。

(2) 短期アウトカム	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
1 (1) 再社会化のためのプログラムを受けることにより、規則正しい生活ができるようになり、生活上の問題に適切に対応できるようになる。	①再社会化プログラムを受けた人のうち、支援期間中に窃盗行為の無かった人の割合 ②再社会化プログラムを受けた人のうち、「規則正しい生活が送れるようになった人の割合	①10人 ②なし	①70% ②80%	2022年12月 2023年1月
(2) 継続的・安定的な支援を受けることにより、ストレスを適切に解消できるようになるなど、精神的な安定が得られる状態になる。	再社会化プログラムを受けた人のうち、プログラムによって精神的な安定が得られていると感じている人の割合	なし	90%	2023年1月
(3) 継続的・安定的な支援を受けることにより、家屋関係や職場環境での対人関係に自信を持ち、自立した生活が送れるようになる。	①再社会化プログラムを6ヶ月以上継続して受けている人の割合 ②①のうち就労環境や家族関係が改善した人の割合	①継続率50% ②なし	①初期値より20%アップ ②定着率50%	2023年1月 2023年1月
(4) 地域の様々な施設・機関・団体・クリニック等において、依存症的窃盗症者再社会化プログラムを受講することができる状態になる。	再社会化プログラムうい受講できる施設の数	現状1施設	協働団体3施設以上	2023年1月
3 不安感や焦燥感が生じたときタイムリーに電話支援システムでカウンセリングを受けられることにより、心身の健康増進維持や日常生活の不安が軽減され自制した生活が送れるようになる。	①電話による支援を受けている人のうち、再犯のない人の割合 ②電話による支援を受けている人のうち、「不安感や焦燥感が軽減した」と感じた人の割合	なし	①70% ②100%	2023年1月 2023年1月
3 自助グループ活動に参加して、地域における居場所を得て、サポートグループと繋がった状態になることにより自立した生活ができるようになる。	①自助グループに参加している人のうち、「ここに居場所がある」、「安心感が得られる」と感じられている人の割合 ②自助グループに参加している人のうち、自立した生活が送れるようになった人の割合	①なし ②なし	①90% ②90%	2023年1月 2023年1月

(3) アウトプット	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
1 依存的窃盗症者が再社会化プログラムを受けている状態になる。 (1) 再社会化プログラムによる生活スキルが向上する。	再社会化プログラムの受講者数	試行的実施者10人(年間)	20~30人(年)、常時10~20名実施	2023年1月
(2) 被支援者が参加できる協働団体が増加され、支援が受けやすくなる。	①再社会化プログラム活用団体の数 ②被支援者の数	①なし ②0	①協働団体3施設以上 ②20人以上	2023年1月 2023年1月
(3) 再社会プログラムの受講により、家族関係が再形成される。	再社会化プログラムにより家族再統合できた人数	なし	10家族以上	2023年1月
2 電話支援システムを利用している状態になる。 心身の健康増進維持や日常生活の不安が軽減された状態になる。	電話支援を受けている人数	なし	3か所以上	2023年1月
3 自助グループ活動に参加し、地域における居場所を得てサポートグループと繋がった状態になる。	①活動場所の数 ②自助グループ活動参加人員	なし	30人~50人	2023年1月

特定非営利活動法人両全トウネサーレ

(4)活動	時期
<p>【アウトプット1 再社会化プログラム関連に対する活動】</p> <p>1-1 依存的窃盗症者再社会化プログラムの作成(ワークブック及びファシリテーター用手引の作成)</p> <p>1-2-1 試行モデルは女性向けで、1セッション12回である。それを男性にも使えるようにするとともに、24回(月2回実施で1年間)のセッションに改修予定他の施設でも活用できるよう。ファシリテーター用テキスト資料も作成する予定。2021年度終わり頃改訂作業を終了し、プログラムを印刷し、実践的に活用する。</p> <p>1-2 被支援者の抽出(実情調査を含む。)</p> <p>1-2-1 更生保護施設、自立準備ホーム及びAA等に依存症的窃盗症者の実績調査と、再社会化プログラムの活用について照会文書を送付。</p> <p>1-2-2 上記施設のうち、窃盗行為を伴う重複障害のある利用者で、同プログラム希望者について、アンケートを実施(どの程度の依存度があるか等)。</p> <p>1-2-3 上記施設のうち、窃盗行為を伴う重複障害のある利用者で、同プログラム希望者についてアンケート調査を実施(どの程度の依存度)し、プログラムの定期実施(月1回～週1回程度、訪問して行う。1セッション12回～24回、施設退所後は、活動2または3で継続実施)</p> <p>1-2-4 四半期に1度、上記施設に対して、文書あるいは訪問により、参加者の感想やプログラムの効果やメリットを紹介するなど、啓蒙活動を行う。</p> <p>1-3 精神保健福祉センターや更生保護施設等への再社会プログラムの説明と活用依頼を行う。(再社会化プログラムのワークブック等を持参するとともに参加者の感想等を持参し、プログラムの効果やメリットを紹介する。毎月パンフ等を配布し、四半期ごとに利用者の状況を説明する。)</p> <p>1-4 地域包括センターや福祉センター相談事業者への再社会プログラムの説明と利用者希望者の紹介依頼を実施する。(四半期ごとの説明と実施中の利用者の状況などを紹介することにより理解を深める。)</p> <p>1-5 再社会化プログラムの広報法活動として、窃盗症理解や再社会化プログラムに関するシンポジウムを実施する。 (精神保健福祉士会や社会福祉法士会、社会福祉協議会への事業説明を行う。) (再社会化プログラムの作成段階から上記団体等へ広報し、実際の利用開始後にプログラム実施状況を踏まえ開催する。)</p> <p>1-6 上記施設(1-2、1-3、1-4、1-5)等から紹介を得た被支援者に対し、再社会化プログラムを定期的実施し、認知行動療法にうおおる寄り添いケア行う。 (再社会化プログラム受講段階での窃盗行為抑制の認知行動療法を実施する。)</p> <p>1-7 再社会化プログラム利用団体が、再社会化プログラムを実施する場合に、ファシリテーターの派遣や職員へのレクチャー等、協力・支援を行う。 (上記1-2、1-3,1-5にほか川崎市内のアルコール依存症自助グループ等を想定)</p>	<p>2020年3月～2023年3月</p> <p>2020年3月～2023年3月 2020年3月～(四半期ごと)</p> <p>2020年8月～</p> <p>2020年8月～</p> <p>2020年8月～2021年7月</p> <p>2021年4月～2023年3月</p> <p>2020年12月～</p>
<p>【アウトプット2 電話支援システムの提供】</p> <p>2-1 電話支援システムの整備と広報活動</p> <p>電話カウンセリング方式の導入を行い、更生保護施設等利用者や福祉センター相談事業者等への説明と利用募集を継続的に行う。 当法人及びグループホーム法人のホームページ等で電話支援システムについての周知を行う。</p> <p>2-2 システムによる被支援者への電話カウンセリングの実施</p> <p>2-3 システムの他団体(地域包括センターや精神保健福祉センター)と連携した運用を行う。(システム導入時から毎月協議を継続する。)</p>	<p>2020年8月～</p> <p>2021年4月～2023年3月 2021年4月～2023年3月</p>
<p>【アウトプット3 自助グループの形成】</p> <p>3-1 グループワーク場所の提供と体制整備</p> <p>中野駅周辺又は中野坂上駅周辺で居場所を確保する。対象者は男性女性。月2回の開催を予定。法人職員に専従担当を一人もうける。</p> <p>3-2 高齢窃盗症者も支援の対象とするため、地域包括センターや福祉センター相談事業者に、自助グループについて説明し、該当する人に参加を促してもらえよう、紹介依頼を実施する。(四半期ごとの説明と実施中の利用者の状況などを紹介することにより理解を深める。)</p> <p>3-3 グループワーク場所の拡大【AA(アルコール依存症者の自助グループ団体)に協力を依頼して場所の拡大を図ることを検討】</p> <p>3-4 被支援者と地域が繋がるネットワーク創出(他のNPO法人などの参加募る。) (本事業開始時から精神障害者支援事業を行うNPO法人などへの事業説明を行い、利用希望者の自助グループへの参加を募る。)</p> <p>3-5 被支援者の家族生活や就労生活での自立 (自助グループ活動により生活の基盤が整った被支援者については、福祉センター相談事業所等による就労支援へ結び付ける。)</p>	<p>2020年8月～</p> <p>2020年8月～</p> <p>2021年4月～ 2021年4月～</p> <p>2021年4月～</p>

IV インプット

インプット			
資金	①事業費 (自己資金含む) ¥12,683,072	内訳: 直接事業費 ¥11,756,092	管理的経費 ¥926,980
			②評価関連経費 ¥478,950
人材	内部: 合計2人(担当者2人) 外部: 合計7人(心理学専門家2人、社会福祉士1人、相談ボランティア3人及び事務担当1人)		
資機材	モバイルパソコン、電話管理パソコン、収納庫		
その他	集会場所の借上げ		

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略
当方法人ホームページでの広報、パンフレットを行政機関や関係団体等へ配布する。また、中期においてシンポジウムを開催することにより、周知を図る。
連携・対話戦略
保護観察所、地域の社会福祉協議会等との協議を行い、地域の福祉事業者への啓蒙・連携を目指す。また、既存のAAなどの自助グループとの協働を図るなどし、依存症的窃盗症者の掘り起こしと相談・面談の実績を確保する。